

福井県小浜市の旭座

取り壊し寸前の明治44年の芝居小屋を市文化財に指定し、小浜市の観光施設「まちの駅」へ移築復元したものです。

平成27年2月に法3条の適用除外申請を受け、平成28年4月に竣工しました。(報告書あり)



旧所在地/ 小浜市小浜住吉 18

構造/ 木造入母屋造瓦葺き平屋

規模/ 建築面積約 300 m²

(11mX28m)

竣工/ 明治 44 年推定

現在の所有者/小浜市

移築前の状況

(日本建築学会北陸支部広報誌 Ah!44 号 (平成 25 年 9 月) より転載)

旭座～福井県内に唯一残る芝居小屋～

今、福井県小浜市のまちづくりにおいて、話題になっている古い建築がある。明治から昭和にかけ、芝居小屋、多目的ホール、映画館などに利用されてきた旭座という芝居小屋である。芝居小屋は大正期の全盛時代に全国で少なくとも3千はあったとされているが、現在は30ほどしか残っていない。福井県内では、旭座が唯一残る芝居小屋としてその姿をとどめている。

旭座は昭和初期から戦後にかけて映画館、自動車修理工場、さらに酒造店の倉庫としてその用途が変化し、現在は祭りの稽古場としても使われている。

小浜市は古くから大陸との交易があり、日本海側屈指の要港として栄え、陸揚げされた大陸文化や各地の物産は「鯖街道」などを経て、近江、京都、奈良にもたらされた。このように港町として栄えた小浜は、多くの芸能娯楽文化を生み出した。

また、小浜市の西部には小浜西組重要伝統的建造物群保存地区があり、近世前期の街路の構成と近世末期の地割が残っており、近世から近代に建てられた商家や茶屋、寺社など、商家町や茶屋町、寺町が併存する近世城下町の景観を今に伝えている。旭座はその小浜の文化を象徴し、現代に伝える貴重な遺構といえるのではないだろうか。

建物は木造平屋建て、一部2階建ての入母屋造り棧瓦葺きである。正面から見ると、鬼瓦、立浪型鳥龕、朝日の形をした懸魚、妻壁の木連格子が印象的である。奥の舞台部分は(現在舞台は取り払われている)和組みで、大きな梁を見ることができる。それに対し、客席部分は洋式トラス構造で、小組格子の天井で覆われている。また、建物内部の部材は、ほぞ穴、ボルト穴などが残されており、復元のよりどころとなっている。

数年前から小浜のまちづくりのシンボルとして注目されはじめ、最近では地域の有志により、旭座を広く知ってもらうようにとJAZZライブが開催され、心地よい音楽とともに、レトロな雰囲気に包まれた魅力的な空間が作り出された。

今年前半には、検討会議の場が設けられ、中心市街地の再開発跡地に旭座を再生し、重伝建地区へのまちなか観光の拠点として、まち全体の賑わいをつくりだす「まちの駅」の整備について議論が交わされ、計画案がまとめられた。適度なスケール感、レトロな雰囲気、木造の暖かい質感など、居心地のよい空間を演出できる建物として、今後の活用が期待されているところである。



2.竣工1階平面図(客席:枱席) S:1/150



移築前の外観



現在の内観

くりはら田園鉄道公園

2005 年頃から栗原市の中で「くりはら田園鉄道」の建築遺産を中心とした活用計画が提唱されていた。

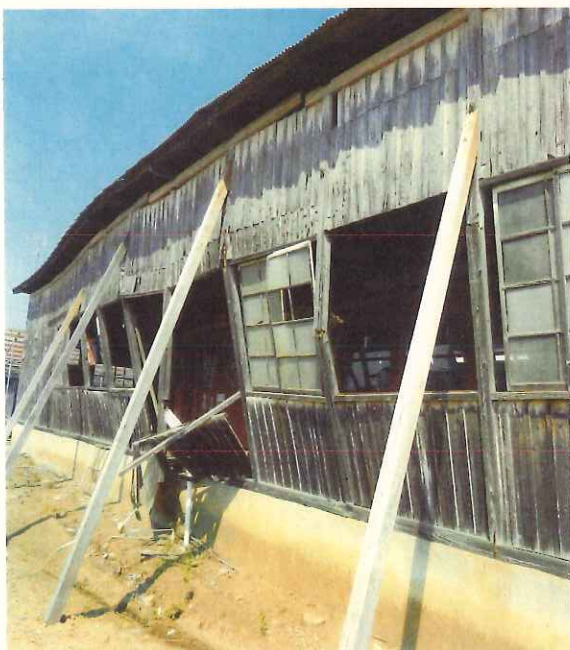
そうした中 2011 年の東日本大震災の発災でくりはら田園鉄道は壊滅的な被害を受けた。文化庁の呼びかけで始まった「文化財ドクター派遣事業」で日本建築学会+日本土木学会+日本建築士会連合会+日本建築家協会（事務局）が組織の枠を超えて被災調査、技術支援を行った。JIA の会員が修復、活用設計を担当し、宮城県建築審査会に法 3 条の適用除外申請を行い、許可を得てプロジェクトを実施した。

(建築審査会資料/ 文化財ドクター報告書あり (CD))

3.11 東日本大震災で被害
を受けたくりはら田園鉄道
客車庫 (大正 9 年竣工)
木造トラス構造



左下/
座屈した外周柱
右下/
同詳細





くりはら田園鉄道公園



くりでん資料館ができるまで



2012年実施された文化財ドクター技術支援

- ・栗原市と文化財ドクターによる現地ワークショップ



文化財ドクター助言による応急復旧 2011 年（屋根の足場による仮受けなどの緊急対応）





保存活用された車輛修繕庫 (昭和 30 年/S 造)

保存活用された機関車庫 (大正 9 年/木造トラス構造)



資料 1-2

山形県鶴岡市の指定有形文化財の土蔵の改修



山形県鶴岡市の指定有形文化財である木造 2 階建て、延べ床面積 132 m²の蔵座敷(明治 2 年竣工)を増築した事例。地域に開かれた施設とするために、用途転用を行い確認申請を行った。空調機を設置し、トイレや給湯スペースも設け、現代的なニーズに合うよう対応した。主な法的障壁は以下の通り。

1. 建築物は敷地に一建築物の原則

別用途として敷地分割を余儀なくされ、玄関から 2 階以上の避難通路設置。

2. 既存不適格建築物も建築基準法の遡及

建築基準法制定以前に建てられた蔵座敷を RC 造の玄関ホール+水回りを増築することにより、蔵本体部分も建築基準法が遡及。構造的には緩和を受けたが、既存蔵座敷の構造伏図、軸組図および矩計図が求められ、土蔵を現場測量して矩計図を描き直した。

3. 延焼の恐れのある外壁部分には防火設備

準防火地域内のため、開口部が防火設備であることを求められた。幸い土蔵の開口部は鎖を追加して、建築基準法上の防火設備としてと見なされた。

4. 窓その他の開口部を有しない居室(無窓居室)

蔵座敷の 2 階は無窓居室に該当。排煙設備の設置や主要構造部の耐火構造、および内装制限等が求められたが、建物の性格上難しいため、やむなく「会議室」としての用途は 1 階のみとし、2 階は「納戸」として利用した。

5. 消防法上の「無窓階」と裸火禁止の指導

所轄消防署では、蔵座敷の窓に鉄格子がついているため、1、2 階とも無窓階として認定され、煙感知器および避難誘導灯を設置した。さらに、使用については裸火の使用は禁じられ、お茶会などの開催時には配慮している。



(修復方法)

過半の建築行為を行なわない改修として修復した

- 1441 年: (永享 13 年/嘉吉 1 年) 宇都宮次郎太郎、少彦名神社へ扁額『少比古廟』を奉納^[1]
- 1583 年: (天正 11 年) 正岡宮内大輔、少彦名神社を再興^[1]
- 1934 年: 参籠殿建築される^[2]。
- 2013 年: ワールド・モノメント財団によって 2014 年版危機に瀕している世界のモニュメントリストに登録された。
- 2014 年 6 月 4 日: 本格修復始まる。
- 2014 年 6 月 11 日: 棟梁の男性が転落死し、修復中断。
- 2014 年 8 月 1 日ごろ: 再発防止策を講じ、修復再開^[3]。
- 2015 年 3 月 7 日: 参籠殿本体の修復工事を終え、竣工式を行う。
- 2016 年 5 月 30 日: 参籠殿一棟 (附 棟札及び板図) が市指定有形文化財に指定された^[4]。
- 2016 年 9 月 1 日: 参籠殿修復活動がユネスコアジア太平洋文化遺産保全賞の 2016 年最優秀賞を受賞した^[5]。